



2025年8月20日

各 位

会社名 グローピング株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 耕平
(コード番号: 277A 東証グロース市場)
問合わせ先 上級執行役員 CFO 建林 秀明
TEL. 03-5454-0805

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年9月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 73,600株
(3) 処分価額	1株につき3,165円
(4) 処分総額	232,944,000円
(5) 割当予定先	従業員 8名 73,600株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員8名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、金銭債権合計232,944,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式73,600株を処分することを決議いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は、譲渡制限期間を1年とするもの（以下「制度（i）」）といいますが、又は5年とするもの（以下「制度（ii）」）といいますが、に係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、次に定める期間（以下譲渡等が禁止される期間を「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、各譲渡制限期間中において対象従業員が休職した場合には、当該休職期間に相当する月数について、当該各譲渡制限期間を延長するものとする。

- ・制度（i）

2025年9月10日（以下「払込期日」といいます。）から2026年9月10日まで

- ・制度（ii）

- (a) 制度（ii）を適用する本割当株式の15%

払込期日から2026年9月10日まで

- (b) 制度（ii）を適用する本割当株式の20%

払込期日から2027年9月10日まで

- (c) 制度（ii）を適用する本割当株式の25%

払込期日から2028年9月10日まで

- (d) 制度（ii）を適用する本割当株式の25%

払込期日から2029年9月10日まで

- (e) 制度（ii）を適用する本割当株式の15%

払込期日から2030年9月10日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

(ア) 対象従業員が各譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあることを条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、各譲渡制限期間に係る本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(イ) 対象従業員が、各譲渡制限期間中に死亡、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）その他当社が正当と認める理由により当社の従業員を退職した場合、当該退職日の翌日をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退職日を含む月までの月数、及び各譲渡制限期間中において対象従業員が休職した期間がある場合には当該期間の月数に応じて計算する数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、各譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数、及び払込期日から組織再編等承認日までの間に対象従業員が休職した期間がある場合には当該期

間の月数に応じて計算される数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年8月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,165円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上